

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人 国立循環器病研究センター

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。）第7条第1項の規定に基づき、平成23年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の平成23年度における調達の目標

平成23年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成23年2月4日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類（コピー用紙など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

2. 文具類（シャープペンシルなど）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

3. オフィス家具等（椅子、机、収納什器など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

4. O A 機器（コピー機、電子計算機 など）

平成23年度に調達、新規に賃貸借契約を行うものは、調達目標は100%とする。

ただし、診療情報管理等に伴う電子計算機等（電子カルテなど）については、性能等を考慮し検討する。

5. 移動電話（携帯電話 PHS）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

6. 家電製品（電気冷蔵庫等）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

7. エアコンディショナー等

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

8. 温水器等（ヒートポンプ式電気温水器など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

9. 照明（蛍光灯、LEDなど）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

10. 自動車等（一般公用車以外も含む）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

低燃費＋低排出自動車又はハイブリッド自動車の調達目標台数は1台とする。

ただし、調達を予定しているドクターカー（新生児搬送可能救急車）については、仕様等を考慮し検討する。

11. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. 制服・作業服

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

13. インテリア・寝装寝具（カーテンなど）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

15. その他の繊維製品（集会用テントなど）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

16. 設備（太陽光発電）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. 防災備蓄用品（ペットボトル飲料水など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

19. 役務（印刷、食堂など）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする若しくは、その100%が基準を

満たすことを目標とする。

Ⅱ. 特定調達物品等以外の平成23年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
2. O A機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針はセンター全てを対象とする。ただし、診療機能、研究遂行に支障がないよう配慮する。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかける。
5. 本調達方針に基づく相談窓口は、総務部総務課調達企画室とする。